

土木工事積算に係る労務単価及び材料単価の公表要領

[制 定] 平成18年3月9日土技第 712号
[一部改正] 平成20年9月19日土技第 362号
[一部改正] 平成22年3月16日土技第1229号
[一部改正] 平成22年5月19日土技第 188号
[一部改正] 平成26年12月9日土技第 939号
[一部改正] 平成28年3月28日土技第1723号

1 目的

入札・契約制度改革の一環として、土木工事設計価格算出の透明性を確保し、より一層の競争性・公平性を期するため、沖縄県土木建築部が発注する土木工事の積算にかかる労務単価及び材料単価について公表する。

2 公表の範囲

(1) 実施設計単価表

土木工事の積算に係る材料単価のうち、特別注文品、特殊製品以外の材料で、沖縄県土木建築部において定期的に調査し、その内容を掲載している「実施設計単価表」の単価。ただし、(一財)建設物価調査会発行の「建設物価」並びに(一財)経済調査会発行の「積算資料」に掲載されている資材の価格及び市場単価等、既に公表されているものは対象外とする。

(2) 特別調査

課又は事務所毎に工事等の発注の際に、「資材単価の決定要領」(平成18年11月6日土技第523号)に基づき行っている特別調査の単価。

(3) 見積り採用単価

課又は事務所毎に工事等の発注の際に、「資材単価の決定要領」(平成18年11月6日土技第523号)に基づき行っている見積りの採用単価。

3 公表方法

(1) 実施設計単価表

公表方法は、調査を実施した課又は事務所において閲覧及びインターネットで公表する。

(2) 特別調査

公表方法は、調査を実施した課又は事務所において様式第1号により閲覧、掲示又はインターネットのいずれかで公表する。

(3) 見積り採用単価

公表方法は、調査を実施した課又は事務所において様式第2号により閲覧、掲示又はインターネットのいずれかで公表する。

4 公表場所

(1) 実施設計単価表

実施設計単価表の閲覧場所は、別表1の箇所で行うものとする。ただし、公表物の貸し出し及びコピー機による写しの要望には応じないが、デジタルカメラやハンディコピー等の使用は特に差し支えない。

インターネットにより公表する場合は、調査を実施した課又は事務所のホームページ上で行う。

(2) 特別調査

特別調査の閲覧箇所は、調査を実施した課又は事務所にて行うものとする。ただし、公表物の貸し出し及びコピー機による写しの要望には応じないが、デジタルカメラやハンディコピー等の使用は特に差し支えない。

インターネットにより公表する場合は、調査を実施した課又は事務所のホームページ上で行う。

(3) 見積り採用単価

見積り採用単価の閲覧箇所は、見積りを徴収した課又は事務所にて行うものとする。ただし、公表物の貸し出し及びコピー機による写しの要望には応じないが、デジタルカメラやハンディコピー等の使用は特に差し支えない。

インターネットにより公表する場合は、見積りを徴収した課又は事務所のホームページ上で行う。

5 閲覧時間

閲覧時間は、休日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日）を除く月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時までの時間とする。

6 公表の時期

(1) 実施設計単価表

公表は4月期単価、7月期単価、10月期単価及び1月期単価とし、市場の価格変動が著しい場合は必要に応じて適宜実施するものとする。

(2) 特別調査

公表は調査後、速やかに実施するものとする。なお、当該調査の価格を積算に用いて工事等の発注を行う場合は、次の様に取り扱う。

ア 公告を行う工事等の場合は、競争参加資格確認通知書又は指名通知書の通知日までに公表する。

イ 指名を行う工事等の場合は、指名の日までに公表する。

(3) 見積り採用単価

公表は当該徴収の価格を積算に用いて工事等の発注を行う場合は、次の様に取り扱う。

ア 公告を行う工事等の場合は、競争参加資格確認通知書又は指名通知書の通知日までに公表する。

イ 指名を行う工事等の場合は、指名の日までに公表する。

7 公表内容の問合せ

公表内容及び公表された労務単価及び材料単価についての問合せは、原則として応じないものとする。

8 公表の適用外

2に示す単価が、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条に示す「不開示情報」に該当する可能性がある場合は、非公表とすることができる。

附則

本要領は、平成18年4月1日から適用する。

本要領は、平成20年10月1日から適用する。

本要領は、平成22年4月1日から適用する。

本要領は、平成22年6月1日から適用する。

本要領は、平成27年1月1日から適用する。

本要領は、平成28年4月1日から適用する。

別表 1

「実施設計単価表」(公表用) 閲覧場所一覧

公表場所	住 所	電話番号
土木建築部 技術・建設業課	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁11階)	098-866-2374
土木建築部 北部土木事務所 庶務班	〒905-0015 沖縄県名護市大南1丁目13番地11号 (北部合同庁舎3階)	0980-53-1255
土木建築部 中部土木事務所 庶務班	〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎3階)	098-894-6510
土木建築部 南部土木事務所 庶務班	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎8階)	098-866-1129
土木建築部 宮古土木事務所 総務用地班	〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1125 (宮古合同庁舎3階)	0980-72-2769
土木建築部 八重山土木事務所 総務用地班	〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1 (八重山合同庁舎3階)	0980-82-2217
土木建築部 下水道管理事務所 庶務班	〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐3-12-1	098-898-5988
土木建築部 下水道建設事務所 庶務建設班	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎9階)	098-868-3484
土木建築部 都市モノレール建設事務所	〒901-2102 沖縄県浦添市前田141街区6 (前田565-2)	098-943-5520
土木建築部 南部東道路建設現場事務所	〒901-1206 沖縄県南城市大里字仲間1112-2	098-944-5155
土木建築部 下地島空港管理事務所	〒906-0507 沖縄県宮古島市伊良部佐和田1739	0980-78-4184

様式第 1 号

資材単価の特別調査に係る資材価格一覧表

発注機関名：〇〇〇〇課（所）

報告（又は調査）時期：平成〇年〇月

地区名	名称	規格	単位	単価	摘要

（記載要領）

1. 沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当する可能性のある単価は、摘要欄に「沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当」と記入する。
2. 地区名は、実施設計単価表の地区割りを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、地区の判断ができる表示とする。（例：沖縄本島、宮古島、石垣島）
3. 引き渡し条件に留意事項があれば、摘要欄に記入のこと。
4. 調査月又は報告月単位で取りまとめて記入する。
5. 図面等の添付がある場合は、摘要欄にその旨を記載のこと。

様式第1号 <記載例>

資材単価の特別調査に係る資材価格一覧表

発注機関名：〇〇〇〇課（所）

報告（又は調査）時期：平成〇年〇月

地区名	名称	規格	単位	単価	摘要
南部①	転落防止柵 （アルミ製）	埋込み長120cm、支柱 ピッチ3m、支柱φ60. 5 t:3.2mm、縦格子型	m	〇, 〇〇〇	添付図面有り
〇〇地先	海砂（白）	養浜用・除塩なし	m ³	〇, 〇〇〇	取引量 〇千m ³ ～〇千m ³
南部⑦	生コンクリ ート	呼び強度 40N/mm ² 最大骨材寸法40mm スランプ 12cm	m ³	—	沖縄県情報公開条例第7 条の不開示情報に該当

（記載要領）

1. 沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当する可能性のある単価は、摘要欄に「沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当」と記入する。
2. 地区名は、実施設計単価表の地区割りを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、地区の判断ができる表示とする。（例：沖縄本島、宮古島、石垣島）
3. 引き渡し条件に留意事項があれば、摘要欄に記入のこと。
4. 調査月又は報告月単位で取りまとめて記入する。
5. 図面等の添付がある場合は、摘要欄にその旨を記載のこと。

様式第2号

資材単価の見積り採用単価に係る資材価格一覧表

発注機関名：〇〇〇〇課（所）

徴収時期：平成〇年〇月

地区名	名称	規格	単位	単価	摘要

(記載要領)

1. 沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当する可能性のある単価は、摘要欄に「沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当」と記入する。
2. 地区名は、実施設計単価表の地区割りを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、地区の判断ができる表示とする。(例：沖縄本島、宮古島、石垣島)
3. 引き渡し条件に留意事項があれば、摘要欄に記入のこと。
4. 調査月又は報告月単位で取りまとめて記入する。
5. 図面等の添付がある場合は、摘要欄にその旨を記載のこと。

様式第2号 <記載例>

資材単価の見積り採用単価に係る資材価格一覧表

発注機関名：○○○○課（所）

徴収時期：平成○年○月

地区名	名称	規格	単位	単価	摘要
南部①	転落防止柵 (アルミ製)	埋込み長120cm、支柱 ピッチ3m、支柱φ60. 5 t:3.2mm、縦格子型	m	○, ○○○	添付図面有り
○○地先	海砂（白）	養浜用・除塩なし	m ³	○, ○○○	取引量 ○千m ³ ～○千m ³
南部⑦	生コンクリ ート	呼び強度 40N/mm ² 最大骨材寸法40mm スランプ 12cm	m ³	—	沖縄県情報公開条例第7 条の不開示情報に該当

(記載要領)

1. 沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当する可能性のある単価は、摘要欄に「沖縄県情報公開条例第7条の不開示情報に該当」と記入する。
2. 地区名は、実施設計単価表の地区割りを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、地区の判断ができる表示とする。(例：沖縄本島、宮古島、石垣島)
3. 引き渡し条件に留意事項があれば、摘要欄に記入のこと。
4. 調査月又は報告月単位で取りまとめて記入する。
5. 図面等の添付がある場合は、摘要欄にその旨を記載のこと。